

第19次東京都消費生活対策審議会第7回総会

平成20年4月14日(月)

都庁第二庁舎31階特別会議室21

午後 3 時 0 0 分開会

消費生活部長 定刻でございますので始めさせていただきます。私、生活文化スポーツ局消費生活部長の宮川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、前回の 3 月 27 日に続きまして、食品の原料原産地表示のあり方についてご審議をいただきます。それでは座ってご案内をさせていただきます。

まず、委員の皆様の出席状況についてご報告をさせていただきます。

ただいまご出席をいただいております委員の方は全部で 18 名でございます。委任状が 6 通届いております。委員総数 25 名の過半数 13 名以上の出席という、総会開催に必要な定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

次に、審議の内容が食品の表示に関することでございますので、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、いわゆる JAS 法に関する事務を所掌しているところの福祉保健局健康安全部の部長以下、担当幹部職員が、前回に引き続きまして、都の考え方をご説明し、ご質問等にお答えするために同席をいたしております。

なお、本審議会は原則公開といたしまして、総会の内容につきましては都のホームページ等に掲載をし、公表させていただきます。

それでは松本会長、よろしくお願い申し上げます。

松本会長 ただいま報告がありましたとおり、総会開催に必要な定足数を満たしておりますので、第 19 次東京都消費生活対策審議会の第 7 回総会を開催いたしたいと思います。

最初に、今回新たに委嘱されました幹事及び書記につきまして、事務局からご紹介をお願いいたします。

消費生活部長 東京都の幹部職員の人事異動がございまして、その関係で、幹事及び書記の交代がございました。新たな幹事、書記につきましては、お手元にお配りしてございます資料の「幹事・書記名簿」のとおりでございまして、この配付をもって紹介にかえさせていただきます。下線が引かれている箇所での交代がございました。

以上でございます。

松本会長 それでは、審議に入ります前に、配付資料につきまして事務局からご説明をお願いいたします。

企画調整課長 企画調整課長の樋渡でございます。よろしくお願いいたします。座ってご説明させていただきます。

それでは、お配りしております資料の確認をさせていただきたいと思います。 と振

っておりますのでご確認をお願いしたいと思います。

まず資料 が 19 回の審議会の委員名簿でございます。資料 が、今ご紹介がありました幹事・書記名簿でございます。資料 が、日本チェーンストア協会さんからの「調理冷凍食品の原料原産地表示に関する当協会の考え方」という資料でございます。資料 が「都内における調理冷凍食品の製造業者へのヒアリング結果について」でございます。資料 が「『食品の原料原産地表示に関する東京都の考え方について』に対する意見募集結果」、15 ページものでございます。不足している資料がございましたら、恐れ入りますが、お手を挙げてお知らせくださいますようお願いいたします。

なお、机上には、緑色の関係法令集のファイルと、消費生活対策審議会の関係資料集、もう 1 点、3 月 27 日の審議会で使用いたしました「食品の原料原産地表示に関する東京都の考え方」、資料の 3 番、4 番、5 番、それから参考資料が上がっております。

以上でございます。

松本会長 ありがとうございます。これから、お手元の会議次第に従いまして議事を進めていくこととなりますが、その前に私のほうから委員の皆様へ、本日の議事運営につきましてあらかじめお断りしておくことがございます。

私と佐野委員でございますが、本日の夕刻、首相官邸で行われます消費者行政推進会議に出席しなければなりません。そのため、4 時半ころまでにはこの場を離れる必要があります。

そこで、まず、その後の議事運営につきましては、審議会の運営要綱第 4 条第 3 項の規定に基づきまして、会長代理である齋藤委員をお願いをいたしたいと思っております。

次に、第 6 回の総会で知事から諮問のありました「食品の原料原産地表示のあり方について」の答申案を起草していただくための部会を設置する必要があります。条例の第 45 条第 9 項の規定に基づき、この場で部会の設置をご承認いただきたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

松本会長 ありがとうございます。それでは、答申案の起草をお願いする部会を設置いたします。

続きまして、部会の委員の指名に移ります。

審議会の運営要綱第 7 条第 1 項の規定に基づきまして、会長である私から指名をいたします。委員の名簿順に申し上げます。

齋藤委員、池本委員、池山委員、佐野委員、柴田委員、原田委員、以上の6名の方々にお願いをいたします。部会長につきましては、審議会運営要綱第7条第2項の規定に基づきまして齋藤委員を指名いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、齋藤部会長に一言ごあいさつをお願いしたいと思います。

齋藤会長代理 ご指名いただきました齋藤でございます。短期間に意見をまとめる必要がありますので、ぜひ皆様方のご協力を賜りたいと思いますが、さまざまな分野からのご意見をいろいろとちょうだいしております。大変難しい問題もありますので、そのようなご意見を拝見させていただいた上で、早急に意見を取りまとめていきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

松本会長 ありがとうございます。それでは議事に入らせていただきます。審議会の運営要綱第9条第1項の規定では、諮問事項の審議の際に、必要に応じて、関係者である都民の意見を聞くことができるとされております。

そこで、今回は流通業界からお話を伺うこととし、日本チェーンストア協会のご意見をお聞きすることといたしました。本審議会の委員をお務めいただいております、チェーンストア協会専務理事の鈴木さんと、常務理事の小笠原さんにご出席をいただいておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

鈴木委員 日本チェーンストア協会専務理事の鈴木でございます。本審議会の委員でございますけれども、現在、検討中であり、冷凍食品の原料原産地表示の問題につきましてはいろんな意味で影響を受けるということで、流通業界代表として一言意見を述べさせていただきますと思ひます。

こうしたお願ひをしたところを、発言の場を与えていただきまして大変ありがとうございます。今日は私と、協会から、常務理事の小笠原が参っておりますのでよろしくお願ひいたします。

簡単にわれわれの意見をまとめてございますので、その資料に基づきましてご説明を申し上げたいと思ひますが、資料でございます。これに入る前に、ご存じの方も多いい思ひますけれども、日本チェーンストア協会とはどんなものかということをお話し申し上げたいと思ひます。

われわれの団体、今、76社の会員がいますけれども、主として総合スーパーマーケット、全日本に展開する総合スーパーマーケット、それから、比較的大手から中堅どころの食品スーパーマーケット、こうしたところを会員にしている団体であります。したがって、あ

る意味で、流通業界の比較的進んだ、あるいは、いろんなことに対する対応もかなり積極的にやっている企業の集まりであります。私から言うのもちょっとおかしなことかもしれませんが、客観的に言うとそんな感じかと思います。

そうした協会の考え方ということで4点、ここにまとめてございますけれども、まず冷凍食品、これは釈迦に説法でございますけれども、東京都だけに向けて食品メーカーはつくっているわけではございません。

これは事実上、全国に流通する商品としてつくっているということで、原料原産地表示の義務づけを検討するのであれば、行政区域によるばらつきを避けるためにも、国レベルで幅広い方々の参集を得て慎重に検討するのがふさわしい問題ではないかと思います。

東京都以外に存在する食品メーカーに対する影響というようなことも、一番大きな問題としてあると思いますけれども、われわれ、いろいろなところにチェーン展開する小売業としても、東京都におけるいろいろな対応と、それ以外のところでの対応が変わってくる、現実に決められて、どういうふうになっていくかということが見えてこない、はっきり見通せない部分もありますけれども、対応が変わってくるというようなこともあって、負担とか影響という問題で大きな影響があると思われまます。

2番目の問題として、表示が消費者の商品選択に資するものであるためには、その表示が正しいものでなくてはならないということでもありますけれども、食品メーカーが正しい表示を行うことができる実行可能性も合わせて十分検討する必要があるのではないかと考えております。

この可能性をどの程度取り込むかということは、短期間ではなく、製造メーカーの方々に十分事情聴取してもらい必要があるんじゃないかと思いますが、そこを中途半端な形で踏み切るとするのは、逆に、表示の信頼性というところに影響が出て行くのではないかと考えて、いいことをやろうと思って、逆に消費者の商品選択をゆがめてしまうというようなことになりかねないということでもあります。

3ポツ、これは2ポツと関係しておりまして、製造段階でどれだけ正しいというか、実態に即した原料原産地のチェックができるかということとの関係でありますけれども、われわれ大手のスーパーマーケットになりますと、PB食品といいまして、スーパーマーケットが企画して、製造メーカーに委託してつくる商品があって、この商品の販売ということについては、製造メーカーと同じ立場にわれわれ立つわけであります。

そうしたPB商品の製造の実態を見てみますと、前回もメーカーの関係の方からお話が

あったと思いますけれども、いろいろな形で弾力的に商品をつくっているということで、そうしたことをフォローできない可能性も非常に大きいということでもあります。

P Bというのは製造メーカーと同じ立場であると私、申し上げましたけれども、同じ立場ということで、わかるものについては表示をしている部分もございます。

ただ、基本的に製造委託を食品メーカーにしているわけですから、食品メーカーとしてそこまで追求するのは難しいということであれば、原産地表示と言われても、表示するのが難しい問題ではないかと考えられるということもございます。

したがって、4 ポツは結論でございますけれども、現状においては、原料の生産流通のチェック体制が確立され、原料原産地の表示の正しさを確認できるものについての自主的な表示を推奨することが現実的ではないかと考えられます。

産地の表示があるものが店頭に並ぶことによって消費者の選択肢が増加する、そうした消費者の選択に任せながら充実を図っていくことが、現段階では一番適切なのではないかとわれわれは考えますが、これはいろいろご議論のあるところだということは認識しております。

以上でございます。

松本会長 ありがとうございます。ただいまのチェーンストア協会のご意見につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見を受けたいと思います。どうぞご発言いただきたいと思えます。

桜井委員 前回の委員会のときも食品産業センターと日本冷凍食品協会、きょうは日本チェーンストア協会ということでご意見をいただいているわけですが、前のご指摘いただいた方のご意見も、きょう、チェーンストア協会の方がおっしゃっているご意見と大体似ているようなご発言だったので、あえて、きょうもまた質問させていただきますが、資料

の1から4までを拝聴いたしましたんですが、4番目の結論のところ、あなた方としては言いたいわけですね。要するに、原産地表示なんか無理だからやめろ、やるなと。やるなということはないけど、できっこないよということですかね。実質的な表示を奨励してやれと、こういう意味なんですか。4項目にわたって書いてございますけど、結論的にいうと、そういうことをおっしゃりたいわけですか。

鈴木委員 お答えさせていただいてよろしいですか。

松本会長 はい。

鈴木委員 やるなと言っているわけではございませんで、皆さんの議論の結果として、

やるということになれば、きょうの日経新聞にもありましたけれども、全国的にこういうことをやることになることと等しいことだということが書かれておりましたけれども、そういうことを見込んだ上でやるということであれば、それはそれでわれわれも一生懸命対応していかなければいけないという気持ちではありますが、現実と言うと、食品メーカー、前回のヒアリングでいろいろ議論があったと思いますし、また、われわれから見てもそうだと思いますけれども、実際、商品といっても、コストの問題とかいろいろなものを考えながらメーカーは対応していかなきゃいけないということで、弾力的に対応していかなきゃいけないというところはどうしてもあるわけですね。そうすると、追求しきれない部分が出てきて、そこをどうしてもやれと求められても、できない問題をやれと言われることになるのではないかとということと、できないことをやれと言われることの結果として、表示制度そのものが一定の信頼を損なうようなものになる可能性も出てくるのではないかと。そこはマイナスの可能性があることとしていろいろご議論いただきたいということでございます。

桜井委員 東京都側で求めております表示、実際問題として、皆様方、現場で現実に事業をしている方々にしてみると、東京都の要望していることは、現実問題として無理なんだ、できっこないんだ、できっこないことを要求されても無理だということですか。僕ら素人だからわからないじゃないですか。

そのこのところの説明を、無理なら、どういうところが無理なのか、実際問題として、不可能な要求をされても困るよという、どういう点が不可能なのか、それをわかりやすく言っていたらいいかと。

鈴木委員 前回の議論のときにもここにいたメーカーの方々もいらっしゃいますので、足りないところは補っていただければと思いますけれども、現実にやっている例も前回、紹介されているわけですね。

大手の食品メーカーの冷凍食品で、主たる原材料がどこの国産というのを、包装の下のほうにまとめてあるというようなところが例としてはあるわけです。したがって、大手として、そういうことに対応できるところもあるということで、必ずしも、今の現状で食品メーカー全体ができないと言っているわけではありません。

ただ、食品メーカーは大手だけではありませんし、中小規模のメーカーも多いわけですので、そこはどういう対応ができるかというところは、いろいろな調査をした上でご検討をいただければということじゃないかと思います。

鴨木委員 関連質問ですが、ご説明の中に「製造者が正しい表示を行うことができる実行可能性も考える必要があります」とありますが、その点について、是非ご説明をお願いします。

もう1点は、パブリックコメントを見ましても、消費者は、今回、東京都で討議されることを非常に期待され、評価されています。私もその一人で、消費者が安心して物を選び、買える情報が欲しいのですが、今、お話がありました「表示が正しいかどうかのチェックが非常に難しくなるのではないか」と言われますが、何が難しくなるのかご説明ください。

日本チェーンストア協会 原産地表示をすることの難しさは前回、メーカーさんのほうでお答えしたと思いますので、繰り返しになるかもしれませんが、メーカーさんは、製品の品質とか、生産量の安定とか、コストの低減とか、あるいはリスクの分散を図るため、原料の調達先とか配合等を複数化して、かつ、頻繁に変更しているわけですね。したがって、表示のミスが起こる可能性がございます。産地が変わらなければいいんですけども、変わったときに、きちんと情報が、われわれ小売業者にその都度きちんと伝わるかどうか、非常に不安があるわけです。そういうことで私ども、メーカーさんが非常に大変なんですけれども、われわれ小売業者も、表示については、そこで表示行為を行いますと、私どもにも責任も発生いたしますし、そういう意味で、表示のチェックをきちんとやっていますけれども、それが義務づけられるとコンスタントにやらなきゃいけない、そういう難しさがあるということを申し上げているわけでありませう。

松本会長 この問題はこの後も何回か繰り返し議論されるテーマだと思いますから、また改めて。

大山委員 私もほとんど同じですけれども、今答えていただいたのは、産地が変わるから、その都度パッケージに表示するのは大変なんですということでもいいわけですね。実行が難しいものを義務表示とするというのは、具体的には、今言ったのが一つですね。

それから、さっきからお話をしている中には、追求しきれないということは何回かおっしゃっていたと思うんですけども、消費者としては、追求しきれない材料が使われているのが一番不安になることなんですよね。だから、追求しきれないというのは、どうやったら解決できるのかということが重要だと思うんです。

それは、メーカーだけでは追求するのが困難なのか、それとも、きちんと国内でつくったものをつくれれば追求できるのかということとか、実行が難しいというものが、さっきおっしゃった一つだけじゃなくて、きっと幾つかあると思うんですけども、それを出して

いただいたほうが、じゃ、こうしたらいいんじゃないかとか、ああしたらいいんじゃないかということが言えると思うんですが、具体的にもうちょっと、難しいというのは、今言った二つだけでいいのか、それともほかにも具体的にあるのかということ伺いたいということと、あとは、義務表示にすると、正しくない表示を誘発するというのは、義務表示と、正しくない表示を誘発するという、その関係をもうちょっと詳しくお話しいただければと思います。

鈴木委員 まず第1点目でございますけれども、私ども流通業なので、メーカーの実態を詳しく聞いているわけではありません。必要であれば、われわれ、PBをつくっているわれわれの会員に、どういうことであるかということをもうちょっと詳しく聞いて報告させていただきませうけれども、追求できないと私が意識したのは、前回、この場でメーカーのほうからお話があったかと思っておりますけれども、ある原材料を海外の企業から調達しなければいけない、ただ、その海外の企業にとって、その原料原産地を公表することはやらない仕組みになっていて、そんなことが必要であれば、ほかのところから調達してほしいということになって、日本のメーカーが調達に不利な状況に置かれる可能性があるという説明というか、これは資料を読んだだけでありますけれども、そうしたことがありました。そういうこともおそらくあるんだろうと思います。

ただ、それは追求できないから不安になるということではなくて、そうした食品というのは、こういうものを使ってはいけないとか、こういうものを使うべきだとか、世界的な基準があって、そうした基準に基づきながら、メーカーもその原材料をつくっているということで、そうしたもので安全とか安心が担保されるという前提のもとで、われわれは食品のいろいろな調達をやっているわけです。したがって、原料原産地を追求できないことが食品の安全性を阻害するものだということではなく、原料原産地は追求できないけれども、食品としては安全だという世界がいろいろあるのではないかと思います。

2番目のポイントでありますけれども、どういう形で表示を求められるか、いろいろあると思います。仮に、非常に弾力的に調達が行われているということであれば、包装で表示することはなかなか難しくなっていきますから、ホームページとかいろいろ、ほかの代替手段によってやることになるかと思っておりますけれども、代替手段でやる場合も、現実にそこで変わってくる可能性があるわけですね。だから、現実に供給されているものと、ホームページで掲載されたときの、細かく言えばタイムラグみたいな、そういったことも生ずる可能性がありますし、そうすると、表示されているものと現実のものとのギャップ

があるという状況になるのではないかと思います。

他方、ホームページの場合、そういうことになるかわかりませんが、景品表示法の問題というのは別途ございまして、優良誤認というのが最近、非常に厳しく、公正取引当局によって指導されております。

要するに、われわれ販売者は、単にメーカーの言うことを鵜呑みにして表示して、それが間違っていた場合は優良誤認になるということで指導を受けたりする例が最近、出てきているわけです。ですから、その運用も非常に厳しくなっている。

厳しいことは、販売者責任の問題として、売る物に対しては責任を持つということではないのかもしれませんが、そういった世界を非常に細かく、今に比べて細かく求められることによって、その現場でもいろいろコストをかけて対応しなければいけないということもあって、言ってみれば、追求する目的なり、得られる結果とか、関係者の負担というようなものも非常にバランスが悪くなるのではないかと。

ただ、バランスが悪くても、安全のためにやれ、あるいは消費者の選択のためにやれということであればそれはやりますけれども、そういった問題も考慮していただきたい、検討していただきたいということでございます。

池山委員 今回のギョーザ事件を例にとるまでもなく、消費者は非常に、原料原産地の表示というものに対して強い要望を持っておりまして、原料原産地が追求できない、わからないということに対しては非常な不安を持っております。

お話を聞くと、産地の変更というのは非常に発生するので、間違いなく表示するチェックが大変な作業になっていくと思いますけれども、実際、現状においてチェーンストア協会に参加しているスーパーマーケットなどでも、4番にもありますように、自主的な表示でご努力していらっしゃる場所もたくさんありまして、私どももそれを表示を見ながら選択して、それは大変助かっているんですけども、自主的な表示に任せているところを消費者は選択せよというものでは不安がおさまらないという状況になっていると思うんですね。

だから、もう少しそこを踏み込んで、大変難しいとは思いますが、ご努力は一定のことをなさっていらっしゃるわけですから、われわれが安心して選択できる義務表示でされたものをキチッと提供していただきたいという、これは要望でございます。

松本会長 今、池山委員からもご指摘ありましたが、資料 の項目が製造業界からのヒアリングの報告でございますし、その後、都民からのパブリックコメントの紹介も同じテ

ーマでございますから、そこでまたこの問題が取り上げられることになると思いますので、次の議題のほうに進んでいきたいと思っております。

「都内における調理冷凍食品製造業者へのヒアリング結果」につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

福保・食品医薬品安全担当部長 福祉保健局食品医薬品安全担当部長の奥澤でございます。資料に基づいて説明をさせていただきます。

お手元の資料 「都内における調理冷凍食品製造業者へのヒアリング結果について」をごらんいただきたいと思います。都内において、消費者向けの調理冷凍食品を製造している施設に対して行いましたヒアリング調査の結果を簡単にまとめたものでございます。

まず施設の規模でございますが、資料では 50 名以下、100 名以上、500 名以上と記載しておりますが、具体的には、例えば最も従業員数が少ない施設では 22 名といった規模でございます。最も多かった施設では 510 名といった状況になっております。

消費者向けの製品数ですが、中には、約 50 種類と多種類の製品を製造している施設もございます。いずれの施設におきましても、商品名に、原料の一部を表現したいいわゆる冠表示をしている製品を製造しております。

例えばC社の場合、一つの製品に数種類の原材料を冠表示しているために、それらの原料について原産地表示を行うとなると、対象の数が多くなるといった状況もございます。

冷凍食品の原材料としての生鮮食品の切り替えの状況でございますが、ほぼ固定という施設のほか、材料によっては変更が見られます。中にはB社のように、毎日、カットたまねぎを市場から仕入れているため、仕入先の状況により毎日変更になるといったものもございました。

商品表示を切り替えるとなりますと包装資材を変更する必要があるわけですが、包装資材を切り替えるのに必要な期間は、包装資材の在庫量や使用予定量などによりまして、施設により大きな差がございます。短い施設では約 3 カ月、長いところでは約 2 年といった状況でございます。

ホームページでございますが、おおむね設けられておりますが、中にはD社のように、設けていない施設もございます。なお、設けている施設でも、そのための専任のスタッフを置いていない場合や品質管理部門が関与していない場合もあり、また、内容の更新も、1 カ月あるいは 1 年に 1 回程度という施設もございます。ホームページによる情報提供の可能性についても施設により差が見られます。

原料原産地表示への対応についてでございますが、都の基本的な考え方による原料原産地表示が制度化された場合に対応できるか否かにつきまして、各施設とも、負担がふえるけれども不可能ではないといった状況でございました。制度化されれば対応せざるを得ないといった状況かと思えます。

最後に、対応するために必要な期間につきましては3カ月から2年と、施設により大きな差が見られました。これは、包装資材の変更、人員や組織体制の整備、安定した原料を供給してもらえる仕入先への変更、OEM、PBなどの製造委託元との調整などに対応の期間が必要ということでございます。

以上、ヒアリングの結果でございます。

松本会長 ありがとうございます。なお、本日は前回に引き続きまして、財団法人食品産業センター及び社団法人日本冷凍食品協会にご出席をいただいておりますので、この際、何かご発言がございましたら、どうぞご発言ください。

(財)食品産業センター これからの議論の中で発言させていただきたいと思っております。

松本会長 ありがとうございます。これから答申をまとめるにつきましては、食品業界からのご発言も大いに参考としたいと思いますので、委員からのご質問にお答えいただくとともに、挙手いただいて適宜ご発言いただくことを認めたいと思います。

ただいまの事務局からの、製造業者へのヒアリング結果につきまして、ご質問、ご意見をお受けしたいと思えます。

宮崎委員 B社の原材料の調達のところ、毎日、たまねぎの仕入先が変わると表示されています。これの表示を求めるといことになりますと、具体的にかなり難しい点のかなと思われまして、B社のような商品をつくっている会社がどの程度あるのかということが、これから規制を具体的に考えるときに、重要な視点の一つになるのではないかと思っていますね。

B社についてですけれども、そういう現状がありながら、B社は、結論としては規制がかかれば対応が可能だと答えている資料になっておりますね。その辺は非常に微妙なヒアリングのニュアンスであつたらうと想像するんですけれども、その辺を少しご説明していただきたい。

それから、冒頭に私が申し上げた、B社のような、たまねぎに類する商品を、たった6社しかヒアリングしていないわけですけれども、ほかの事業体で、そういうところが一体

どの程度あるのか、その辺も、想像の部分になるかもしれませんがでもお聞かせいただければありがたいし、もう一つは、私どももそうかもしれないけれども、こちら辺の具体的な障害がどの程度なのかということ、質量ともにですけれども、現地を取材して、現場の仕入担当者なり、あるいは表示をなさる担当者なりの現場の意見を聞くことは、私どもがリアルに判断するととても大切な部分ではなかろうかと思うんです。

業界団体の方のご説明を聞いていまして、非常に総括的なお答えしかいただけなくて、隔靴搔痒の感があります。どこまで難しいのかがよくわからない。しかし、結論は、先ほどお話しくださいましたけれども、やれという規制がかかればやるんだというお答えもありましたし、そういう意味でもよくわからないところであります。

少し話が長くなりましたけれども、お聞きしたいのは、B社についての、具体的に障害を述べておられながら、しかし、結論としてはやれるよと言っていらっしゃる、そのギャップは一体どういうことなのかということをご説明いただきたい。

福保・食品医薬品安全担当部長 現状の仕入の状況がこういう状況だということで、今、原料原産地の表示をするという前提で仕入れておりませんので、そういった情報がもらえるという前提でたまねぎを仕入れているわけではないということで、もしこれに対応するのであれば、そういった情報をきちんといただける仕入先、あるいは一定の取引先に固定するとか、そういった仕入の仕方を変更することによって対応していくというふうに承っております。

長田委員 重ねてB社の件ですが、たまねぎのみが毎日、仕入先が変わるということですが、東京都の基本的な今回の考え方は、重量に占める割合が上位3位で、かつ5%以上です。この会社で扱っている20商品のうち、この条件にたまねぎは入るものが、幾つぐらいあるのかということと、500名以上というヒアリングをなさった中で一番大きいところが、ホームページでの情報提供が不可としていらっしゃるんですが、たまねぎの件だけでそういう理由なのか、ほかに何か理由があるのか教えていただきたいと思います。

福保・食品医薬品安全担当部長 まずB社の件ですが、比率の関係で、今の現状では表示の対象にならない量だろう。ただ、今後どういうアイテムを製造していくかわからないので、そういった仕入の状況もあるという情報をいただいております。

長田委員 B社は500名以上ということで、この中で一番大きい会社なんですけど、ホームページでの情報提供ができないとおっしゃっているのはなぜですか。

福保・食品医薬品安全担当部長 基本的には人の体制ですね。ホームページを頻繁に管

理していくために、選択肢として、今、ホームページは持っておりますけれども、先ほどご説明しましたように、品質管理の方が関与していない形で、最小限の形で対応しているということなので、そこを増員してというよりも、別の方法を考えていこうということをご想定しているようでございます。

長田委員 そうしますと、今回、対応が決まれば可というところは、「ラベルにより表示のため」と書いたところは、ラベルを貼るということでしょうか、包材に。それ以外のところは、包材に表示をしてくださるということでご可と。

福保・食品医薬品安全担当部長 都の表示の方法が、いろいろな方法から選択できるような方法を考えておりますので、そのいずれかを選択しながらということで、ここで不可というのは、ホームページによるものは選択していかないという方針だと承っております。

社によっては、むしろラベル表示を選択していく、あるいは包材そのものへの表示で対応したいと。それは施設によってまちまちでございます。

松本会長 ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。

桜井委員 役所は質問したことにはしか答えないからあえて質問するんですね。

ホームページでの情報提供は不可と書いてあって、質問しなかったら、人が足りないから不可なんだ、それだけでしょう。人を配置すればできるんですよという意味ですか、これは。そういうふうに解釈するならば、ほかの会社でも、不可というところは、人員体制が十分になれば可能ですよというふうに解釈していいわけですか。

福保・食品医薬品安全担当部長 例えば今、ホームページを開設していない施設もございますので、その辺がどういうふうになっていくのかわかりませんが、最終的にどういう方法を選択されるのか、今後のこともあろうかと思いますが、ヒアリングさせていただいた段階では、それぞれ人件費の問題とか、ラベラーのコストの問題とか、何らかの、現状から違った対応に一步踏み出さなきゃいけないというのは考えられていると思うんです。その中で、自分の施設で一番現実的なものという中で、ホームページは当面考えていないというところが不可ということで、別の方法で対応したいという意味合いと理解しております。

遠藤委員 前回のチェーンストアのときもそう感じたんですけども、今回のヒアリングも、今の不可というところ、これを管理する場合には、人員をとることによって人件費とか、そういうことによって解決するものがほとんどのように聞こえるんですね。この

ヒアリングについても、先ほどのチェーンストアの説明についても、面倒だ何だかんだと言われているけれども、それだけの人をそろえればできると。ということは、最終的には価格にかぶってきますよと。そこまで言えないから言わなかったんだろうけれども、私はそんな感じがするんですよ。

より安全なものを供給してもらおう、求めるならば、多少お金をかけてもいいから安全なものを提供してくださいよというのが、今、都民が求めているのかなと。値上げは絶対だめだという人もいるかもしれないけど、そういうような気がするんですけども、何かご意見があったら。

福保・食品医薬品安全担当部長 先ほどもご説明させていただきましたが、一定の負担は、現状のままできるということではなくて、それなりの整備、例えば包材を変えるとか、ラベラーを新しい、情報量の多いものに切り替えるとか、そういった一定の対応をとる必要はあると理解しております。

松本会長 消費者側の委員の皆様としては、価格に少々はね返ることについては、必要である以上はやむを得ないというご意見ということでご理解してよろしいでしょうか。

鴨木委員 価格をつくり上げるコスト要因がはっきり分かれば、消費者は理解できると思いますが、正しい表示を提供するのは事業者の、プロのお仕事だと思います。お金を出さなきゃ、高くしなきゃできないよということはあってはならないと思います。

だけど、次々と新しい情報提供の内容をふやしていくわけですから、皆さん方が仕方なく、これは上がりますとおっしゃるのであれば、コスト要素になるところの理由をはっきりと提示する必要があると思うんですね。便乗値上げ、何だかわからないような状況で値上げが実行されるようなことがないように、ぜひお願いしたいと思います。消費者としての意見です。

佐野委員 常にそういうお話が出るんですね。環境のときもそうでした。環境に配慮したものを買うには高くなる、それでもいいんですかと、必ず出てくるんですが、そうではなくて、こういう時代ですから、事業者の努力というものをまず出していただくのが、現在の事業者のあり方だと思うんですね。

それでもどうしようもない場合というのはあります。それはやはり、今、鴨木委員がおっしゃったように、きちんと消費者が納得できるような説明がある。それで価格に転嫁させる。でも、まずは企業努力、それは消費者が望んでいる表示であるということと、これは、私なんかは思うんですが、先ほどからのお話だと、できないとか、間違ったときに困

るとか、それは、物をつくって、特に口に入れる物をつくって市場に出す場合の、社会に対する責任という、企業の責任が絡んでくると思うんですね。それで、間違ったらどうしようというのは、あまりにも緊張感がない話であって、きちんと正しい表示をする、それは企業の努力でしていただきたい。それが基本じゃないかなと考えています。

池本委員 池本でございます。すみません。少しおくれてしまいました。

B社のたまねぎの話と近いのかもしれませんが、D社について、原料原産地がトレースできないものもあるという記載があります。それが、対応のところでは可としてあって、対応に必要な理由というところは、ラベルにより表示のためという、表示の変更しか書いてないのですが、原料原産地はトレースできないものがあるという点についてはどういう対応を想定しているのか、そういうところからは入れないで、仕入先の変更を想定しておられるのか、そのあたりは、ヒアリングのときに何かあったのでしょうか。

福保・食品医薬品安全担当部長 具体的に申し上げますと、商品名に冠表示で「フカヒレ」という名称、原材料を表示している商品でございます。フカヒレが、実際には外国から直接入ってくるのではなくて、形態まで詳しくは調べておりませんが、通常、乾燥したフカヒレが東北地方、気仙沼あたりに原料として、世界各地から入ってきて、そこで一定の小分けをして、それが業務用の原料として流れてくる。

そうすると、その段階でいろいろなものが合わさって入ってくるということで、ある特定の産地の情報が、特定できないような状態で製造業者のもとに流れてくるというようなケースをお話しいただいております。

これにつきましては、例えば今の冠表示というところで、一つの表示の対象になるということがありますので、選択肢としては、それを外すという方法もありますし、この製造者の方は製造そのものをやめようかなというお話も出ていたようでございます。材料の中にそういったものもあるということでご紹介させていただいております。

松本会長 ほかにございませんか。

今の関係でちょっと気になったのは、冠表示の部分だけについて困難な点をお聞きになっていますが、冠でないところの本来の、上位三つの原材料で5%以上という部分については、どのメーカーも、それは可能だという趣旨なんでしょうか。

福保・食品医薬品安全担当部長 特にご紹介するような情報はございませんでした。

松本会長 ございませんというのは、困難だという指摘はなかったということですか。

福保・食品医薬品安全担当部長 はい。どちらかといいますと、多くの原材料がほぼ固

定であるといったもので、先ほどのようなものが、例外的にそういったケースがあるというものを特筆して、ここにご紹介をさせていただいております。

須古委員 各メーカーさん、努力をして表示対応可ということでございますけれども、消費者の目線で見ると、運用の面で、見やすいとか、わかりやすい表示が一番大切だと思うんですけれども、上位 3 位までということで、かなり表示の部分が大きくなる、そういう意味での検証といえますか、できる、できないというようなあたりは検討されているのでしょうか。

福保・食品医薬品安全担当部長 今のご質問は、例えばパッケージに表示をしたときに、ただでさえ今、面積が限定されていますよね、そこに非常に小さな文字で書かれたら、結局、よく見えないということですよ。

ということで、基本的には表示の部分が、例えば文字の大きさ等につきまして既存の制度がございますので、それに準じて運用するつもりでございます。

ただ、その場合に、包装資材の中に、面積も限られておりますので、必ずしもそういった意味も踏まえて、先ほどからお話が出ていますように、原料原産地については、物によっては非常に変化が激しいということへの対応も含めて、必ずしも包装の中にすべての情報を書き込むということではなくて、詳細な情報提供をホームページ等でやるといったような方法も含めて、基本的な考え方としてお示しをさせていただいております。そういったことを含めると、文字が不必要に小さくなって読めないようなことは防げるのかなと考えております。

(財)食品産業センター 食品産業センターですが、きょうはありがとうございます。

今、各委員の方々から、やる気になればできるんじゃないかというような趣旨のご発言だったと思うんですけれども、私たちとしても、特に今回、都がヒアリングなされたところで、特徴的に申し上げますと、5 番の生鮮食品の切り替えの頻度というところで、右のほうはほとんどが原料がほぼ固定であるということでございます。

先ほど、たまねぎの例で都からご説明いただいたように、日々変わるものはなかなか現実的に表示が難しいので、もしやるとすれば、固定的な仕入先に変更しなければいけないのではないかと。まさにこの辺が、われわれが実際に表示の難しさを感じるところでございます。

したがって、私ども、例えば外国産でも、しっかりとした産地を指定して購入しているようなものであれば当然、そういったものについては表示が確実なものとして情報提

供できるわけですが、先ほどのフカヒレの例とか幾つか、それから、例えばB国で栽培したものをA国が集めて、A国のものも含めて加工して、それを日本に入れてくるというような場合に、なかなか最後の最後まで正確に、といいますのは、ある原料を使った、あるロットのものを使ったときにはA国とB国だったんだけど、次のロットを使ったらA国だけになってしまうとか、いろいろ細かいところ、確かに、徹底的にトレースしていけば不可能ではないと思いますが、それをやっていくことについては、今、外国が、そもそも原産国表示は商慣習になっていますけれども、原料原産地表示が商慣習にないような中で、そこを徹底していくのが難しい部分があるということをございまして、できる部分はかなりあるわけをございまして、現に各企業、努力しているということをございます。

私どものお願いといいますか、考え方は、先ほどどなたか委員の方もおっしゃったように、食品メーカーとして当然の義務ではないかということにつきましては、より消費者が求める情報を提供することで、できることはやっていきたいということをございます。

したがって、白か黒か、できるか、できないかという議論ではなくて、できることについては極力取り組んでいきたいということをございます。中には幾つか、できない部分をございます。

もう一つ、コストの問題で申し上げますと、先ほどのように産地を固定しなきゃいけないということになるとかなりコスト高になるし、一定の産地にしますと品質が、農産物ですから、いつもいつも同じような品質で必ずしもあるわけではありませんので、場合によっては、産地を固定することによって品質に影響してくる場合があるとか、もう一つ、ホームページの管理のお話をございましたけれども、私どもが承知している範囲であれば、相当の中小企業は、表示専門という担当が一人とか、兼任しているとか、そういうところがかかりございます。したがって、ホームページも毎回更新していくとなると、専任の者を何人か置かなきゃいけないというような体制整備の問題もございます。

これもコストをかければいいのかというお話もございますが、一方で、先ほどの委員の方々も、メーカーなんだから、コストの問題よりも、まずやるのが先決じゃないか、企業努力でという感じで私、受け取ったご発言も一部ございましたように、実際の経済活動の中で、確かにわれわれ、必要なコストは適正なものを求めていきたいと思いませんけれども、一方、今なかなか個人所得が伸びない中で、どこまで私どもとして、例えば、不可で、50名とございましたが、この企業は何をつくっているのかよくわかりませんが、私どもの会員企業でお話を伺いますと、徹底的にやるためには、品質保証、表示担当が複

数名いなければ、要するに一人が休んでしまうととても対応できませんので、少なくとも複数名、かつ、全体を取り仕切る人と実際にやる人ということになりますと3名以上は要するというございまして、例えば50名というところで3名も増員するとなると、相当なコスト負担になります。

コストをかけて、それを価格に転嫁できるかというのは難しい問題があるということをございまして、したがいまして、私どもとして、できるところは最大限やっていくというのが基本的な立場をございまして、唯一、私ども、委員の方々と意見が違うところは、一律にやるということが、まさに義務化の本質だと思っております。

消費者が求めている情報を提供するためにどういった取り組みが必要かという部分につきましては、私どもも同じとすることでございまして、ただ、義務化ということになりますと、今申し上げましたコストの問題あるいは、実際に海外の産品がしっかりと把握できるかどうかというような問題、あるいは、しょっちゅう変わることについての表示の問題ということがございまして、先ほどチェーンストア協会もおっしゃいましたし、私どもも同じ表現を使っておりますけれども、原料原産地の表示の正しさを確認できるものについて実質的な表示を推奨すること、これが私どもの立場からいうと適切ではないか、こんなふうを考えている次第でございます。

以上でございます。

福保・食品医薬品安全担当部長 先ほどご説明が不十分だった部分もありますので、付加してご説明させていただきますが、確かに、非常に変化の激しい原産地についてリアルタイムで変更に応じて表示ということがかなり難しい状況もあるといった実態もありますので、そういったところで実行性をどうやって担保するかということで、まず最初に考えましたのが、必ずしも包装への、パッケージへの文字情報による表示だけではなくて、ホームページとか、あるいはお客さんへの相談窓口での対応等も含めていこうと。

ただ、それも今、小さい施設では、そのための専任の人間を常時配置することについてかなり負担があることも事実でございます。それで、前回お示しした中にも、実績に基づく表示、前回の資料の中にもありますが、前年の取扱実績では、多い順に、こういう原産国のものを使用しておりますという表示、これは客観的な事実でございますので、そういった表示も含めて、選択肢の中に入れていこうと。

能力のある施設につきましては当然、リアルタイムの情報提供が一番好ましいわけでございますが、それだけに限定するのではなくて、それぞれの施設の状況に応じて実行可能

な形で、少なくとも消費者に原産地の情報を提供していただく。こういった方法を考えて、お示ししているところでございます。

先ほど、非常にトレースがしにくいという例も申し上げましたが、現在、JAS 法の中で、業務用の食品については義務化をされておりませんが、いわゆる生鮮、それから、生鮮に近い、前回ご紹介させていただきました 24 の品目につきましては、消費者向けに提供する場合には、すでにその加工食品について、原料原産地の表示が法で今、義務づけられている、その範ちゅうの原材料を、業務用として調理冷凍食品に使った場合には表示をしていただくということで、消費者向けに提供する場合にトレースが可能であるものと同じ範ちゅうの原材料を、今、法では義務化されておりませんが、業務用として調理冷凍食品に使った場合に、その情報を提供していただくという形で、非常に対象も限定しているというのが、そういう実現可能性も考慮して対象を絞ったというところを改めてご説明させていただきたいと思います。

橋本委員 今のいろいろなご議論を聞いて、一度改めて東京都側にお伺いしたいんですけども、JAS 法と、これまでの条例の関係、前回の資料の 1 ページの左側のところで、「JAS 法は消費者の選択に資するため」と書いてありますけれども、これはあまり正しくなくて、JAS 法は、適当な表示を行わせるというのがまさに法目的で、その結果として、消費者の選択に資する、こういう法律があるわけですね。

したがって、JAS 法の枠組みで表示のあり方を記述することは、いろいろご議論があるように、まさに正しい表示をさせることが法律の目的であり趣旨なんだから、そこで規制されている以上、やれないことをやるみたいな法律になっていて、結果として、それがうまくいかないみたいな話が出てきたら、きょうの最初のほうでお話があったように、制度そのものがおかしいという話になるような感じがするんですけども、東京都の条例は、正しい表示をさせるための条例ではなくて、条文を見ますと、消費者の選択に資する制度をつくるんだというのを先に目的に言っていて、16 条は、その手段としてあるわけですね。

JAS 法は、私も農水の審議会の専門委員をやっていますけれども、あの法律はそもそも、あそこで法定指定義務を犯した以上は、間違っていると違法ということになるし、制裁を受けるかどうかは別にして、間違った情報が出ていれば回収したりとか、社会的制裁に結びつくというのは当然、そういうスキームだからそうだという話なんですけど、条例の場合は、そもそも目的は、消費者の選択に資する、そのために手段としていろんな仕組みがあ

って、その中に 16 条があるという、そもそもそういう枠組みになっているわけですから、先ほどあったみたいに、一律にやるのは無理なんだから一切できませんみたいな話になったり、法律レベルでちゃんとやるべしみたいな議論も出ていますけれども、そういうところに話が行くのではなくて、最初から、できないことを無理にやれということが、もしあるならば、それはできるように工夫をして、そのことで究極的に消費者の選択に資する、そっちが先にあるんだと、そこは法律のスキームとそもそも違っているわけなので、そこをもうちょっと重視するというのか、そもそも、JAS 法と条例の切り分けというのは、最初に議論の大前提としてあるはずなので、そこをもう少し、そもそも論のスタンスとして明確にして議論をご説明いただいたほうが整合的なのではないかと思うんですけども、そういうことが一つと、JAS 法と条例との仕切り、そのあたりをどういうふうに考えていらっしゃるのかというのを一度説明していただけたらありがたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

松本会長 説明できますか。

消費生活部長 今回の橋本委員のお話はごもっともでして、私ども、第 1 回の総会のところでも、消費者がいろいろな情報を十分に得ていかに選択をするか、東京都消費生活条例の第 1 条第 2 号にもその辺が規定されているわけです。

ですから、今回は私どものほうは、この制度を利用するというのは、少なくともそういった情報を提供するという動きをつくることによって、国のほうの制度、いわゆる法的な制度といえますか、その辺の未整備なところも積極的に充実させていただこう、そういう動きをつくるんだという話は冒頭にご案内をしているところでございます。

池本委員 今回の橋本委員のご発言に触発されて、あえて選択肢、こういう場合はどうなるのかというのを、議論のために提起したいのですが、消費者にとっての選択のためという、究極的に言うと、この製品には、どこの国のどういう原料があるかというのがわかれば一番選択には見合うと思うんですが、先ほど来の話で、例えばわが社のこの製品群については、A の国、B の国、C の国から原料を仕入れています、まぜて A、B、C が 3 分の 1 ずつ入っているのか、きょうは A で、あしたは B になっている、いろいろあるけれども、それは許された表示だと見るのかということで、もう少し群としての選択肢という考え方でよいのか、それとも、この製品にはこれだということになるのか。それで言えば、それこそ毎日更新しなきゃいけないとか、そういう話が出てくるし、複数のを取りまぜていたら、全部が表示されなきゃいけないという話になる。そのあたりをどう緩めていくことと、

選択肢をどうするかということとの兼ね合いだと思います。

先ほど説明がありましたように、前にお配りいただいたところで、昨年度の実績によれば、多い順で言えばこういう国だという表示も、許される表示例として掲示してあるということは、おそらく群としてのものだと思われるので、そのあたりはもう少し、再確認も含めて明確にしていいただければ、先ほど来の事業者にとって、確認できない不能なものを表示するという疑念は、かなりの部分が晴らされるのではないかと思います。

ただ、ぎりぎりいって、こういう場合はどうか。先ほどのフカヒレが適例かどうかわからないんですが、あるメーカーから入れるとしても、そこも複数のところから入るし、幾つもの中間流通があるから本当にわからないんだ、どの国から入ってくるか、どこの原料が、どこを経由しているというのが本当にトレースできないところがあるんだ、冠表示をやめて一般的に使うという逃げ方はあるかもしれないけど、例えばフカヒレスープの冷凍食品とか、それが一番多かったら表示せざるを得なくなるというようなときに、ぎりぎりの判断で、主たる原料 1、2、3 位でフカヒレがあります、ただし、産地特定は不能ですという書き方は果たして許されるんだろうか。

先ほどの橋本委員のご発言にあったように、使っているものを正しく書けという義務だったら、特定不能という製品は許されないけれども、消費者にとっての選択肢ということであれば、特定不能なところは不安だからやめるというのか、でも、いいんじゃないというふうに選ぶのかという、極論の割り切り方もあり得るのかなと。

このあたりはむしろ、東京都の方針はどうかというよりは、委員の皆さんがどうお考えかにもよるのかもしれないんですが、ぎりぎりのメルクマールは、そのあたりが最後に残るのかなというような気がしております。

とりあえず現時点の感想です。

松本会長 今の段階において、都としてのお考えを伺いたいと思います。

福保・食品医薬品安全担当部長 後段のほうは返答をご猶予願いますが、前段のところのご確認ですが、まさに前回の資料にあるとおり、ご指摘のとおりでございます。いわゆる原則容器包装への表示から、方法もそういった形で、ホームページ等もやる。個々それぞれのリアルタイムの情報ができない場合には前年度実績というのは、去年はこうでしたという表示でもいいよという意味合いでございます。ご指摘のとおりでございます。

大津委員 大津でございます。思っていることはほとんど大方の方が同じだと思いますけれども、私たち一同、都民の命と安全を守るという使命がありますので、義務化という

ことを前提の中で模索をしているわけであります。

その中で二つお願いしたいことは、この際、仕入の段階から、どこから仕入れているのか、これがわかるような業界の中のシステム、仕組みにもされたほうが全体的によろしいのかと思います。

二つ目には、賞味期限は必ず入れてきているわけですから、賞味期限プラス原産国とか、簡単なシールができるのか、簡単な印字を打つ機械が改良できるのか、その辺、専門性を突き詰めていきますと本当に難しく、わからなくなってまいります。シンプル・イズ・ベストが長続きするコツでもありますので、そういう意味で、せっかくこれだけの方がそろっているのであれば、知恵を出し合って、また、コストの負担も少ないような、シンプル・イズ・ベストの表示方法を考えていただきたい。この2点が一番かと思います。

事件以来、本当に冷凍食品を買わなくなってきている人が多いですし、この表示をきちりとすることによって必ず、業界にとってもう一回売上が上がる、業界の繁栄にもなるはずですので、皆さんで知恵を出し合って考えていっていただきたいと思います。

電気製品や洋服なんかとっくの昔から、ある程度、製造元ははっきりしていますから、ごみだって、産廃業者の、どこに捨ててあるかわからないごみをマニフェストで義務づけ化をして、産廃の、なくなっていくごみの先も、今はルーツをしっかりとさせている次第であります。

そういう中、もろに体の中に入れる、都民の生命を守るという点では、一番重要なのが食べ物でもありますので、何とか知恵を出し合って、いい方法をお願いしますと、それが結論かと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

ホームページも東京都は得意なんですけれども、実際、スーパーで昼間買っているのはおじいちゃま、おばあちゃまでありまして、帰ってホームページでどうやって検索、いじったこともない方がほとんどでありますから、手に取ってすぐ見える包装がやはり基本かと思います。

その際、複雑な仕組みで、人件費を足して、だから高くなりますよじゃなくて、シンプル・イズ・ベストな表示方法、これもぜひお知恵をいただきたいと思います。

以上です。

鈴木委員 橋本委員あるいは池本委員の問題意識で、非常に大事なご提言だと思うんですけれども、ちょっと心配になりましたので。本当はメーカーのほうから言う話かもしれませんが、われわれもPBや何かでメーカーの立場もあるということでつけ加えさせてい

ただきますと、表示というのは、消費者から見れば、JAS 法の表示か、あるいは東京都の条例に基づく表示か、それは区別がつかないわけですね。

そうすると、先ほど池本委員のおっしゃられたような究極のポイントのところ、JAS 法に反するような表示の仕方があらわれる可能性がある。そうすると、消費者にとっては、まさに表示に対する混乱が生ずる可能性があるのではないかと。

ちょっと考えすぎかもしれませんが、メーカーの方に補足していただきたいと思いますが、そうした可能性が出てくることも考えておかなきゃいけないと思います。

(社)日本冷凍食品協会 冷凍食品協会の山本でございます。

だいぶそもそも論が出てきているようなので、まずその辺からお話をさせていただきたいんですけども、私どもメーカーとしましては、今回のギョーザ事件もそうですけれども、それ以前からいろいろ起こっている、食品をめぐるさまざまな問題に対して、いかに安全性を担保するかということについては最大の努力を払ってまいりました。

おっしゃるとおり、食品の安全性を担保することは、食品企業としては、事業者としては当然の義務なので、そのことについて、そうじゃありませんと言うつもりは全くございません。

ただ、今回のギョーザ事件から考えたそもそも論からいきますと、安全性を担保するということと、原料原産地がどう結びついているんだということがいまいち、たぶん事業者の大部分の方が考えているのはそこだと思っんです。

消費者の選択という観点から、できるだけ情報を提供するということについては、これもやぶさかではございませんで、できればそうしたい。

ただ、今回の東京都の調査では、品目は 10 とか 20 という範囲なんですけれども、大手の食品メーカーですと、年間の小売用の商材というのは数百から 1,000 近く持っているわけですね。一日の生産の品目も、多いところだと 20 品目つくっていますよということがたぶんあると思っんです。

そうしますと、それらの一つ一つの原料についてどういうトレースができていて、どういう組み合わせでどうなっているかということはかなり徹底して管理をしています。しかも、その中で、それぞれの原材料が持つべき安全性、品質ということのチェックもしていますか、そのことのデータもかなり豊富に持ってやっているとします。

そのことを、できるだけメーカーとしてやるのが当然の義務だと思っんですけれども、一方で、原材料表示をすることが、そこにどう結びついていくのかということがいまいち

よくわからないということが一つありまして、そこはできるだけ消費者の方に情報を開示していきたいということで、皆さんおやりになっていると思いますけれども、いろいろやっている安全性担保のための取り組みに加えてもう一つ、原料原産地という話が入ってきたときに、そのための仕組みをキチッと構築していかないと、間違いがあると難しいということ、事業者としてはたぶん懸念をしているんだと思います。

先ほどお話があったとおり、表示って、どこまでの精度でやればいいのか。われわれはJAS 法なり食品衛生法になじんでいますから、表示を含めて、いろいろなことはかなり正確にやらないと問題になるんですね。何かことが起こると、そのことによって、もちろん法的な制裁も受けますし、一番怖いのは回収とか、報道によるバッシングという言葉はちょっとおおげさかもしれませんが、そういうことによる社会的制裁がかなりかかってくるわけですね。

そういう中で表示をするということは、かなり正確な表示じゃないとなかなか受け入れられないだろうということが身についているものですから、この表示をどこまでやるか。

先ほど申し上げましたように、例えば一日大体、大きな工場ですと20品目とか30品目つくっているわけですね。原材料が10種類あるとすると、共通の原料もありますから単純な掛け合わせじゃないんですけれども、20品目で200ぐらいの原料を使っているわけですね。

それを一つ一つ、原料の賞味期限はどうなっているか、どこから仕入れたもので、どうなるか、一日に全部使い切れるわけじゃありませんから、それを残したときに、翌日どうするか、その次の日どうするかといったようなことをかなり厳密に管理をしながら、前回、私、申し上げましたけれども、原材料、原産地表示をするとすると、そのことをある程度仕組みをつくってやっていかないと、なかなかキチツとした表示ができないというようなことが懸念されますよと申し上げたつもりでございます。

そのことをキチッと担保していかないと、どうしてもミスがある、意図的な改ざんは問題外ですけれども、ミスが起こったときにどうなるんだということは、事業者とすれば懸念材料になるわけですね。そういったことが、東京都がおやりになる法律の中でどういふふうクリアしていただけるのかということが一つ問題だと思います。

あえてもう一つ申し上げますと、原料原産地表示って検証の方法がないんですね。検証は非常に難しいんです。伝票上の検証にするのか、もっと科学的にいいますと、DNA鑑定でもして、中国産なのか日本産なのかどうチェックするかというようなことが、一たん事

が起こると、それもまた問題になる可能性があるわけですよね。それがすべてだと言うつもりは全くありませんけれども。

そういったこともあれこれ考えるとすると、そもそも論のところ、原料原産地表示がどういう意味があるかということと、JAS 法と都道府県の条例との関係をどういうふうに考えるか。それから、どこまで、今回の東京都の条例の中で、表示の的確性といいますが、正確性を求められるのか。

先ほど食品産業センターから話があったと思いますけれども、聞くところによりますと、一部のメーカー、一部の流通さんで、すでにホームページを使って、原材料原産地の情報開示をされているんですね。これは更新していくのが非常に大変なんですね。更新していくためにかなりの人手をかけてやっても、なおかつ、実際に、商品が消費者のお手元にあるとき、その商品がつけられたときの原材料表示との一致性が必ずしも 100%、99%なのか 95%なのか知りませんが、的確にできているかどうかというのは、まだまだいろいろ議論の余地があると聞いておまして、そういった意味からも、私どももこれをやらないつもりはありませんで、今どなたかおっしゃったように、冷凍食品というのは非常にづらい立場に立っている中で、いかに消費者の方を信頼を回復するかという観点からも、やれることはやりたいと思います。

私どもも冷凍食品協会として、今、ガイドラインをつくらうということで努力をしています。そんなこともやりますけれども、一方で非常に難しい問題をはらんでいるんだということはぜひご理解をいただいた上でご検討いただきたいと思います。

以上でございます。

松本会長 次に池本委員からご発言をいただきますが、予告いたしましたように、私と佐野委員、そろそろ退室せざるを得ませんので、後の議事は齋藤委員にお願いをいたしたいと思います。

(松本会長、佐野委員退室)

齋藤会長代理 それでは、会長と佐野委員が退席されますので、引き続き私が司会を務めさせていただきます。

先ほど挙手がありましたので、池本委員、お願いします。

池本委員 私の発言で一部誤解をされていると困りますので、それについてのコメントと、今ご発言がありましたところについての意見と二つ申し上げます。

まず、JAS 法と条例とで立法の趣旨が微妙に違うことから、特定不能というようなこと

もあり得るし、群としての表示の仕方はいろいろな幅があるということとの兼ね合いで、JAS 法に違反するような表示が許容されるかのように私が言ったとすれば、それは誤解だと思います。むしろ JAS 法は、この商品についてはきちんと正しい表示をせよということでは法で義務づけていますし、法と条例との関係で言えば、法で義務づけているものを、条例で、しなくていいよということをするわけではない。おそらく条例を現実を書くときには、JAS 法に定めてある品目は除く、それは法律の義務にゆだねる、こうなるはずなんです。

いわば JAS 法で規定のない、今回、上乘せ、横出しをしようとするものに対する義務のレベルを JAS 法と同じレベルにするのか、もう少し緩やかにするのかということですから、立法趣旨が違う二つの法律が出て行くから、その義務そのものが混乱してしまうということにはならないはずで、それが第 1 点です。

2 番目で、先ほども、更新が大変であるとか、幾つかご意見が出たんですが、あるいは表示が正しくないとすぐ処分されるんじゃないか、あるいは回収しなきゃいけないんじゃないかというような懸念をお持ちなのかもしれませんが、そこが、先ほど私もちょっと申し上げたように、日々、きょうの製品はこの原材料だということまで表示することを義務づけているとすれば、これは莫大な作業になると思います。

しかし、そうではない、わが社是对応可能なこととして、例えば 1 カ月単位で書けるのか、1 年単位で書くことでよしとするのか、あるいは、ここは私の思いつきですが、この原材料については特定不能であるというような書き方が仮に許されたときに、それが許されるといっても、回収や処分が直ちに来ないという意味では条例違反にはならない。

しかし、それを表示すれば、消費者の側からは、特定されていないところはやっぱり不安だから買うのはどうかなと思う人がふえてくれば、やはりもうちょっと特定して、消費者の選択にかなうものにしようという努力を促すことにつながるんじゃないか。その意味で、この原材料は原産地特定不能ですという書き方も、処分の対象にはならないけれども、選択との兼ね合いであり得るものかなということで、そういうふうな線引きをしていけば、事業者にとって不可能なことを強いる条例にはならないし、消費者の選択を通じて、それが事業者の自主的な努力を促すきっかけにもなるのかなと考えています。

齋藤会長代理 ありがとうございます。たくさんご意見が出ているんですが、時間の関係もありますし、総括的なご意見をちょうだいし、審議をする時間が少し後ろにもありますので、とりあえず、申しわけありませんが、都民意見の募集結果について事務局のほ

うからご報告をいただいて、その上で、それも踏まえて、もう一度質疑の時間をとりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

企画調整課長 それでは私のほうから、食品の原料原産地表示に関します東京都の考え方について、都民意見の募集を行いましたので、その概要をご説明させていただきます。

初めに、委員の皆様には先週末に、都民の意見の内容部分だけを事前資料としてお送りさせていただきましたけれども、本日の資料は、その意見に対します都の考え方も合わせまして資料を作成しております。よろしくお願いいたします。

それでは資料 をごらんいただきたいと思います。

まず 1 ページ目ですけれども、意見募集の概要でございますが、周知方法、募集期間、意見提出先等につきましては記載のとおりでございます。

集計の結果でございますけれども、意見をいただきました団体等につきましては全部で 24 になります。提出主体の内訳としましては、消費者団体等が 11、生活協同組合が 7、事業者団体が 3、事業者が 2、消費者が 1 ということで 24 となっております。

二つ目として、提出いただきました意見の項目は 103 件でございます。この内容を分類しますと、資料に記載しているようになってございます。

今回ご提出いただきました資料のまとめ方につきましては、意見をいただきました団体がどのような意見をお出しになっているかということがわかるように、団体ごとにまとめて記載してございます。

では、おおよその概要をご説明させていただきますけれども、まず今回いただいた意見の傾向ですけれども、消費者団体等につきましては、おおむね今回の東京都の考え方には賛成しますけれども、本来ならば一般消費者向けだけでなく、例えば業務用にも対象範囲を広げるべきであるとか、調理冷凍食品だけではなく、ほかの加工食品にも広げるべきであるといった意見がございました。

表示の方法につきましては、容器包装に限らず、ホームページやその他の方法でも情報提供できるような柔軟性を求めるけれども、実際、実施に当たっては、中小事業者に困難な課題も考慮して、いろんな支援等を検討してほしいといった意見がございました。

次に生活協同組合からいただいた意見では、東京都が食品の原料原産地表示の拡充について検討を始めたことについては賛成します、消費者の不安に対して都が積極的に対応しようとする姿勢は評価しますといった賛成意見が多く寄せられているところでございます。

また、今回の東京都の提案は、消費者の要望に緊急に応えるという点では理解できるけ

れども、中長期的には国に対して法制化を促進すべき、要望すべきという意見がございました。

次に事業者団体等からですけれども、加工食品の原材料は複雑多岐にわたって、原産地をその都度適切に表示するには、事業者にとって大きな負担となります、インターネット等の表示を講じて、原料調達、生産管理のシステムを変更するには、技術的問題、時間的問題、コスト増加など多くの課題がありますという意見が寄せられているところでございます。

以上、簡単ですけれども、意見をいただいた中での傾向をご紹介いたしました。この後、福祉保健局の中村食品監視課長から、都民意見について幾つか、具体的なところをご説明させていただきます。

福保・食品監視課長 食品監視課の中村でございます。座ってご説明させていただきます。

1ページ目をおめぐりいただきまして、パブリックコメント一覧の代表的なものにつきましてご紹介させていただきます。左側に「都民意見の概要」ということでまとめさせていただいて、右側に「意見に対する都の考え方」ということで述べさせていただいております。基本的には、さまざまな視点からのご指摘、ご意見がございますが、今回、原料原産地表示の、東京都が示した基本的考えの枠内におきまして記載してございます。

最初に2の ですけれども、かいつまんで言いますと、原料原産地を行う目的を明確にする必要があるとご指摘いただいております。書いてあるという事実があるだけで、だれも利用しない表示になってしまうことが危惧されると。

次の段落ですけれども、原料原産地を表示すれば安全確保につながるということではないというようなご意見がありました。

東京都の基本的な考え方ですが、原料原産地表示の目的は、消費者が商品を購入するに当たり選択を行うための情報提供の手段であると考え、食品表示の制度につきましては今後もわかりやすく周知を図っていくことを行っていきますということでお答えさせていただきます。

加工食品すべてではなく、なぜ調理冷凍食品を対象としたのかということですが、これは基本的考え方にも述べておりますけれども、今回、調理冷凍食品について都民の不安が高まっていること、消費生活に密着した食品であることなどを挙げ、この不安を解消するためにも、まずは調理冷凍食品について表示を導入することが現時点で適当であ

るといふことで、東京都の基本的考え方を述べさせていただきます。

原材料として使用されているものすべてではなく、重量に占める割合上位3位までとしたのはなぜかということですが、同じ説明を繰り返しますが、すべての原材料の原産地を表示させることは事業者の過重な負担となり、実行性の観点から難しいとも考えております。

なお、上位3位という考え方は、前回もご紹介いたしました、JAS法に定める冷凍野菜の原料原産地の表示とも同様の手法を採用しているということですが述べさせていただきます。

続きまして2ページの原料原産地表示をするためには、原料の選定、受注管理、生産計画を綿密に行う必要がある、その取り組みが十分でないまま表示することだけを業者に求めても、事業者の負担が重くなるだけであるということ、事業者の負担ということですが、東京都の考えでは、表示すべき原材料の種類や範囲を限定いたしまして、また、表示の方法にも省略規定を設けるなど、事業者の実行性にも配慮していますと答えてございます。

消費者団体等の方からのご意見でございます。

ファミリーレストランやファーストフード店だけでなく、学校給食でも調理冷凍食品が使われている、業務用の調理冷凍食品も表示の義務づけの対象とすべきではないかということですが、都の考え方ですが、原料原産地表示はすべての加工食品について行うことが、消費者にとっては最も望ましいものと考えておりますが、当面最優先すべきものは一般消費者向けの調理冷凍食品であると考えております。

生鮮品に近いものは原産地（海域）加工地をそれぞれ並列して表示する必要があるということ、現在、手法につきましては、JAS法に準拠したいと考えております。

次のページ、表示は大きくわかりやすい、統一した表記にすべきということですが、その手法につきましてはJAS法に準拠した方法ということですが考えております。

売り場で手に取ったときに、包材または売り場の表示でわかるようにすべき、ネットで調べる、電話で問い合わせるなどの方法では購入前に確認することが難しい。都の考えでは、原則、容器包装への表示としていますが、省略規定を設け、ホームページなどでの情報提供も可能としています。

原料原産地については、消費者が必要だと思ったときに情報を入手できる仕組みを構築することが重要であると考えております。

いろいろな視点からのご質問が多数寄せられておりますが、続きまして少しご紹介したいのが、6ページの です。

新たな原料原産地表示の実施は、既存の食品表示の中でも大きな変更であり、おそらくアレルギー表示の制度が導入された際と同様の負担が必要なほど大きな改定と推定される、国や自治体がそれぞれの義務規定を課すことは事業者に多大な負担を課すだけであるというご意見がありまして、これにつきましては、都の考えとしては、食品表示のような制度は本来、全国的な問題として国が、そのあり方を検討すべきものと考え、今回、都が調理冷凍食品の原料原産地表示に取り組むことにより、国が制度を構築するきっかけにつながると考えております、将来、国が同様の制度を構築する際には、当然のことではあります、法との整合性を図ってまいりますというお答えにさせていただいております。

次のページ、生活協同組合さんの ですが、表示すべき原材料の種類について、小麦粉、そば粉等の加工度の低い中間原材料は、生鮮原材料の生産国を表示してほしいというご意見がございました。

都の考え方でございますが、調理冷凍食品の原材料に使用される加工食品は、多種類の原材料で構成される加工度の高い食品もあり、個々の原産地を正確に確認することは困難と考えられます。また、最終加工地を原料原産地として記載すると、原材料に外国産のものを使用しても、国内で加工した場合、国産となり、都民に誤解を与えかねません、実効性を十分考慮し、誤解を与えない制度となるよう、表示すべき原材料の種類は、生鮮食品及び生鮮に近い加工食品を対象とすることが適当と考えておりますということでお答えさせていただきました。

続きまして、追加でご説明ですが、12 ページ、事業者団体の方からのご意見ということで、 から までのさまざまなご意見が寄せられております。これは、すでにお答えしております2の と同じ回答ということでお答えさせていただいておりますが、この前段に、事業者団体の方から、「 から までの課題があることから、一律に規制する義務づけに対応することは困難であり、当面、食品製造事業者の自主的取り組みを推奨する方向で行うことが適切であると考え、慎重な検討をお願いします」というリード文がありまして、その理由として、具体的な事例として から が挙がっておりますので、口頭でございまして、 から の前に、そのようなご意見が付されていることをご紹介させていただきまして、簡単ではございますが、主だったところの項目の説明を終わりたいと思います。ありがとうございました。

齋藤会長代理 どうもありがとうございます。今の都民意見について絞って質疑をお願いしたいところですが、時間の関係もありますし、今のご報告にもありましたように、きょう、ここでご意見を委員の皆さん方からいただいたものとかかなり重複している部分もありますので、総括して、先ほどのご議論の続きということで、皆さん方のご意見、ご質問などをちょうだいしたいと思います。

先ほど鈴木委員挙手をされておられましたけれども、ご発言をお願いいたします。

鈴木委員 ありがとうございます。池本委員のコメントに対する考えを述べておきたいと思います。

総合的に判断してやるべきであるということであれば、やっていただいて、われわれはそれに従わざるを得ないという気持ちはありますが、先ほどの問題提起は、JAS 法に基づく、20 品目プラスアルファの原料原産地表示の考え方と、今度は都がこれを検討されるとすると、国内産の冷凍食品に対する原料原産地表示の考え方がぎりぎり一致しないことが出てくる可能性があるということですよ。

いろいろなことに配慮した結果としてそうなることで、終わりということであれば、それはそれでいいんでしょうけれども、何が問題かという、国内産の冷凍食品の表示の考え方と、ほかの 20 品目の表示の考え方が原則なり根本が変わると、これを買う消費者にとっては、都の条例でこっちはやっているんだ、こっちは JAS 法だということがわかれば、それはそれで理解の上で納得していただくということでしょうけれども、それぞれ根拠が違うもので、考え方も違う表示になると、表示全体として混乱を招くおそれもあるのではないかと、その心配をどういうふうにするか、その心配はないんだ、いいことであればいいことでやっていくべきなんだと言えるのかどうか。

ただ、表示というのは、ある意味で消費者の商品選択の一番のベースになるということで、大事だからやろうよというのが、今の議論の根本ですよ。その結果として、一般的に食品に使われている JAS 法の表示と、国内産冷凍食品の表示の根本的な考え方なりシステムが違うというのは逆効果になるのではないかとこの心配を申し上げただけで、それをブレイクスルーしていくんだということであれば、それはそれで一つの結論になろうということだろうと思っています。

齋藤会長代理 どうもありがとうございます。

平林委員 先ほどそもそも論が出ましたので、私もそもそも論、若干の規制についての疑問なんですけれども、先ほどご紹介があったパブリックコメントの 1 ページの消費者団

体の のところで「原料原産地表示を行う目的を明確にする必要がある」、そこだと思っ
てですけども、都の回答として、選択を行うための情報提供の手段であるということ
ですが、確かに情報をたくさん提供してもらえば消費者の選択に資するということはそう
だと思いますけれども、本当に合理的な選択に資するのかどうかというところが若干
気になるわけですね。

原産地表示というのは、ある商品については一定の品質を保証するという
ことで、消費者にとって有益な表示という場合もあるかと思いますが、すべての
原産地表示について、消費者がそういう判断をできるのか。

この前も紹介されていましたが、タコがベトナムとかフィリピンと書か
れて、消費者はどう判断したらいいのか、小麦がオーストラリア産と米
国産と表示されて、消費者はそれで何かわかるのかということ
を考えると、原産地表示というのは、一部は違うと思っ
ますが、イメージで消費者が判断することにつながり
はしないか。

特に今回の問題、安全性の問題から始まったと見えるわけ
ですけども、事件や事故を起こしたというのは、個別の
商品なり個別の企業の問題として捉えるべきではないか、
その国の生産したものがすべて危険でリスクがあるとい
うふうにはならないと思っ
ますし、逆に、国産のものであればすべて安全で品質も
よいということでもないはずだと思っ
ますね。

だからといって、原産地表示、安全性の見地からも必要
ないかということ、これまでも意見がありましたけれど
も、トレーサビリティを促進するということはあるだ
ろうと思っ
ます。そうしたら、そういうことが本当に必要な商品
なのかどうかというのを確認してやる必要があるの
ではないか。

もう一つは、事業者が任意に表示をする、それに基づ
いて消費者がイメージで判断する、それはそれで別
に構わないと思っ
ますけれども、今回は義務づけるという形で規制をか
けるということになりますと、規制の必要性、コス
トがかかるわけですから、そのコストをどう考
えるのか。

日本の消費者は特に安全性重視なんですけれども、
日本の消費者でも、産地にこだわらず安いものが
欲しいという消費者だっているわけですので、そ
ういうことも忘れてはいけ
ないんじゃないかと思っ
ます。

そうしますと、規制を導入するならば、その必要
性を明確にする必要があるだ
ろうと思っ
ますし、規制が有効でなきゃいけないわけ
ですね。先ほどから事業者の方からも、ミス

表示とか、あるいはチェック体制が確保できないということになりますと、規制の有効性も損なわれるおそれもある。ですから、導入に当たっては、そこら辺をきちんと明確にした上でないと、過剰な規制じゃないかという批判になるおそれがあるかと思しますので、その辺をわれわれとしては注意する必要があるのではないかと思います。

齋藤会長代理 ありがとうございます。

それじゃ、どうぞ。時間の関係がありますので、できるだけ手短にお願いできればと思います。

(社)日本冷凍食品協会 1点だけ申し上げたいんですが、今回の都条例による規制が消費者向けの商品ということになっているんですけども、私ども、先ほど申し上げたガイドラインで考えていることは、消費者向けといたってどっちみちだめだな、冷凍食品すべてだと考えています。

というのが、実際に一つの工場で業務用と家庭用と両方一緒につくっています。当然、家庭向け商品でこういう規制がされたということは、私どもの商品を納めている、きょうおいでになっているチェーンストア協会さん、ここも、私どもの業務用のものを一たん解凍調理して店頭と並べておられるんですね。その情報の提供も必要です。

学校給食、給食関係、外食産業、こういったところも当然、同じ情報提供を求めてきますので、やるとしたら冷凍食品すべてだなと考えています。

そういう状況の中で、家庭用ということにどうやって絞られたかということは、先ほどどなたかおっしゃったように、ある種の、こういう状況を踏まえたなりゆきの考え方があるんじゃないか。表現がまずければ謝りますけれども、そういうことがあるんじゃないかなということもありまして、ここはいろいろなことを総合的に判断して、検討していただいて、慎重に対応していただきたいと思います。

合わせて、このことをやろうとしたら、年単位で時間をかけないと難しいと思います。私どもとしては、最低でも1年、場合によったら2年ぐらいの準備期間あるいは猶予期間を設けていただきたいと考えております。

池山委員 今の意見で再確認をお願いしたいんですけども、私ども消費者は、東京都のこの諮問に対して全面的に賛成で、とにかく告示がされたら速やかに実行に入りたいと考えてはいるんですけども、そうはいつでも、今るる事業者側の方々からいろいろご説明がありましたし、さっきのヒアリング結果についても、対応に必要な期間と理由というのが、最低1年、最低2年とかございますので、今、最低1年とおっしゃいま

したかしら、そういうふうにかなり時間はかかるとお考えになっていらっしゃるのか、もう一度確認させてください。

(社)日本冷凍食品協会 そのとおりでございます。

齋藤会長代理 ほかにいかがでしょうか。

長田委員 先ほどからずっと伺っていますと、難しい点が、これがある、これがあるとおっしゃっていますけれども、今回の東京都の考え方は、われわれ消費者側からしますと、かなりそこを勘案して、できるだろうという提案をしておられると思います。

できない理由一つ二つを挙げられて、難しいんだとおっしゃっていますけれども、本当にそれが、今回の表示の規制の範囲の話なのかが私にはよくわからないんですね。

それから、ミスがあるかもしれないとか、いろいろなことをおっしゃっていますけれども、ミスを防ぐ努力を最大限にさせていただく、それが事業者としての責務だろうと思います。

ほかの表示のことにしても、アレルギー表示だって何だって、皆さん最大限の努力をしてこられて、その上でもミスがあるということだから、今回もミスがあるかもしれないとおっしゃるかもしれないけど、それは、今回の条例で規定することを妨げる理由にはならないと思うんですね。

なぜ原料原産地の表示をしていただきたいとわれわれが考えているのかというのは、先ほどから、トレースできないかとか、難しいとおっしゃっている、そのことが理由なんですよね。どういう原産地の原料を使って、この商品をつくっていますというご説明がいただけないということにわれわれは不安を感じるわけですから、上位三つだし、限りなく生鮮食品に近いものまでしか求めていないし、ホームページやほかの方法でもいいしというふうにずいぶん譲歩した案で、それでもできないとおっしゃる皆さんがおつくりになるガイドラインというのは一体どういうものになるのか、具体的なご検討があって、そっちのほうが上回っているんだったら、それをお見せいただければと思います。

石川委員 今、メーカーさんのほうから、いわゆる調理冷凍食品であれば、一般消費者向けであろうと、業務用であろうと同じだというお話がございました。

逆に私は、業務用をキチッとすることによって、一般の消費者向けは安全だというイメージがわいてくるんだろうと思います。したがって、一般消費者向けと業務用を分ける必要はないと、このようにご意見を申し上げておきたいと思います。

柴田委員 皆さん言われたみたいに、食品ですから、トレーサビリティがはっきりしな

いというのは非常に大きな問題で、こういうことに関しては私どももそう思うんですが、ただ、事業者としてやろうとしたときに、ある程度の猶予期間、告示があってすぐ施行、これだけは答申の中でも、それが1年とか2年というのは別にしても、ある程度のインテ-バルはご検討いただきたいと思います。

迅速かつ適切というのがポイントかと思ひまして、早ければいいということでもないので、きちりできるような体制を組んでいただければと思います。

それだけご意見として言わせていただきます。

齋藤会長代理 貴重なご意見をたくさんちょうだいいただきましたが、予定の時間が参っておりますので、どうしてもこの機会に発言をしておきたいという委員の方がいらっしやいましたら。

桜井委員 先ほどご発言があったところに非常に引かかるものですから質問するんですけど、食の安全を保つということと、原産地を表示することとは関係があるのか、関係がないんじゃないかというような表現の仕方をされておられましたよね。そのところがまず1点、ご答弁願いたいんですけど。

(社)日本冷凍食品協会 先ほどから何人かの委員の方がおっしゃっていますように、全部の食品の原産地がわかっても、安全性には直接には結びつかないと思っています。

私どもも、どこの国から、あるいは国内でも、どこから来る原料によってどういう問題が発生しそうかという予見をし、必要な検査をするということと、それがどこから来たかということを書くこととは直接は結びつかないケースがあるなど、過去のいろいろな経験からわかっています。私どもが今やっていることは、そういういろいろな予見のもとに、どういう原料であれば、それはどこの国から来るかどうかということよりも、その原料がどういう過程でつくられたかということによる、どういう問題が発生する余地があるかということに基づいて検査をするなり、現地をチェックするということで安全を担保しているのが、私ども事業者がやっていることだというご理解をいただきたいと思います。

桜井委員 今のご意見が正しいかどうかということは置いておきまして、こういう委員会を開かれておりますのは、原産地を表示することによって、食の安全を保つことに資するということが前提にあるかどうか、この点は東京都の人に質問する必要があると思います。

ただ単に、消費者の選択に資するだけのことでやっているとか、あるいは都民の食の安全に資するためにやっているのか。この委員会がですよ。

福保・食品医薬品安全担当部長 安全と安心という言葉がいろんな意味合いで使われているわけでございます。

食品の安全というのはいろいろなトータルで担保されるということになりますと、原材料の安全性から流通あるいは製造の過程、最終的に消費者が消費するまで、長いプロセスの中でトータルとして担保されるべきものでございます。

そういう意味で、それぞれ影響の与え方というのは、影響の大きさというのはいろいろ差はあろうかと思えます。

どういうところから仕入れてという、トレースバックする情報というのは、安全を担当する製造者が責任を持って提供していただくときに、きちんと把握をしていただくことは、安全の担保のために必要な情報であらうかと思えます。

万が一事故が起きたときでも、それに対して対応をする上でも、その辺は営業者としては把握しておいていただかなきゃならない情報だと思えます。

問題は、消費者にその情報を、表示という方法で、今回、表示以外のインターネットや何かもろもろ広い方法を想定しておりますが、何らかの形で情報提供することが即安全につながるのかということになりますと、どちらかといえば、安全というよりも選択・安心、そちらに影響がある情報にならうかと思えます。

ですから、原産地の情報の、安全に及ぼす影響と、消費者が情報を入手するということは若干意味合いが違ってくるかとは思いますが、今回、私どもが提案しているのは、どちらかといえば安心情報、選択のための有効な情報として、消費生活条例 16 条第 1 項の規定を活用したいと考えているところでございます。

福保・食品監視課長 先ほどのパブコメの 2 の にご指摘があるのですが、われわれが言うまでもなく、「原料原産地を表示するためには、原料の選定、受注管理、生産計画を綿密に行う必要がある」ということで、そういうものが品質とか安全性の確保なわけですね。

だから、例えば原材料をどこから調達するということは、安全とか、それ以前に基本の基本でありますので、この辺を当然十分把握されて安全や品質の管理ができるということでもありますから、あとは捉え方の問題ですが、直結するとも言える情報もありますし、あるいは、会社がどのような管理体制の中でやっておられるかということを実にあらわす一つの指標であると思えます。

事業者団体の方もトレーサビリティということがありますが、われわれは、食品衛生法で事故があれば、いろいろな工場の調査をしたりしますけれども、ほとんどの場合におい

て、何を原材料に使ったかとか、ロットの限定はできるのです。できないところは例外的であります。

ですから、今、トレーサビリティができていないのではなくて、それがリアルタイムに反映できるかどうかという議論だということは一つ整理させていただきたいと思えます。

齋藤会長代理 どうもありがとうございます。

鴨木委員 今日いただきました資料のたこやき袋の表サイドにある「国内の工場で生産しています」という言葉が入ってしまっていて、特に今、消費者はどこで生産されているかというところに多大な関心を持っておりますので、商標のところにこれを入れておくことが適正なのかどうか、疑問に感じております。

齋藤会長代理 それはどなたかにご質問ということですか。

鴨木委員 そうですね。事業者の方で、ニッスイさんですから、きょうお見えじゃないからわからないかもしれませんが、商標の中にこういうことをずっと使うということにおいて、ちょっと疑問がありましたので、おわかりになれば教えてください。

(社)日本冷凍食品協会 「国内の工場で生産しています」というこの文言ですね。

たこやきをつくる時に、毎月違う工場で作りますということは基本的にはあり得ません。ですから、工場が2カ所あろうが3カ所あろうが固定されていますから、それぞれの商品に対する生産工場はどこにありますかということは、こういう形で各社ともやっています。

鴨木委員 商標として入っているということですか。

(社)日本冷凍食品協会 違います。これはあくまで各企業の任意の表示です。

鴨木委員 任意の表示として、商標の横に書いてあると。

(社)日本冷凍食品協会 商標の横かどうか別にしまして。

鴨木委員 「たこやき」と書いてあるのは商標ですよ、違うんですか。

(社)日本冷凍食品協会 違います。

鴨木委員 商標じゃなくて、任意にされている表示。

(社)日本冷凍食品協会 「たこやき」という商品名と、「国内の工場で生産しています」ということは全然別の表示でございまして、企業によっては「国内」と書かずに、「この商品は宮崎県でつくっています」と書いているメーカーもありますし、ここはさまざまです。ここは法律の規制がありませんから、生産工場がどこにあるんだということが書いてあり

ます。

輸入品ですと、逆に輸入国が書いてありますから、外国でつくられたか日本国内でつくったかということは、大体の大手の企業でしたら、今、やっていますので、商品を見ていただければわかりになると思います。

鴨木委員 よくわかりました。商標と任意表示を混同したようで、すみませんでした。

齋藤会長代理 時間もだいぶ超過しておりますので、本日のご議論はこの辺にさせていただきます。事務局から連絡事項がございましたら、よろしくお願いいたします。

企画調整課長 この後、部会の第1回目を引き続き開催させていただきます。別途ご案内いたしますので、部会の委員の方にはこのままお残りいただきたく思います。

次回の総会開催につきましては、すでにご案内をさせていただいておりますけれども、4月30日の水曜日、午後3時から5時とさせていただきたいと思います。詳細につきましては改めてご連絡させていただきます。何かとお忙しいときと思いますけれども、ご協力のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

齋藤会長代理 どうもありがとうございました。本日は大変活発なご議論と貴重なご意見をちょうだいいたしましたので、部会の審議に反映させていければと思っております。

長時間にわたりありがとうございました。これをもちまして本日の審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。

午後5時12分閉会